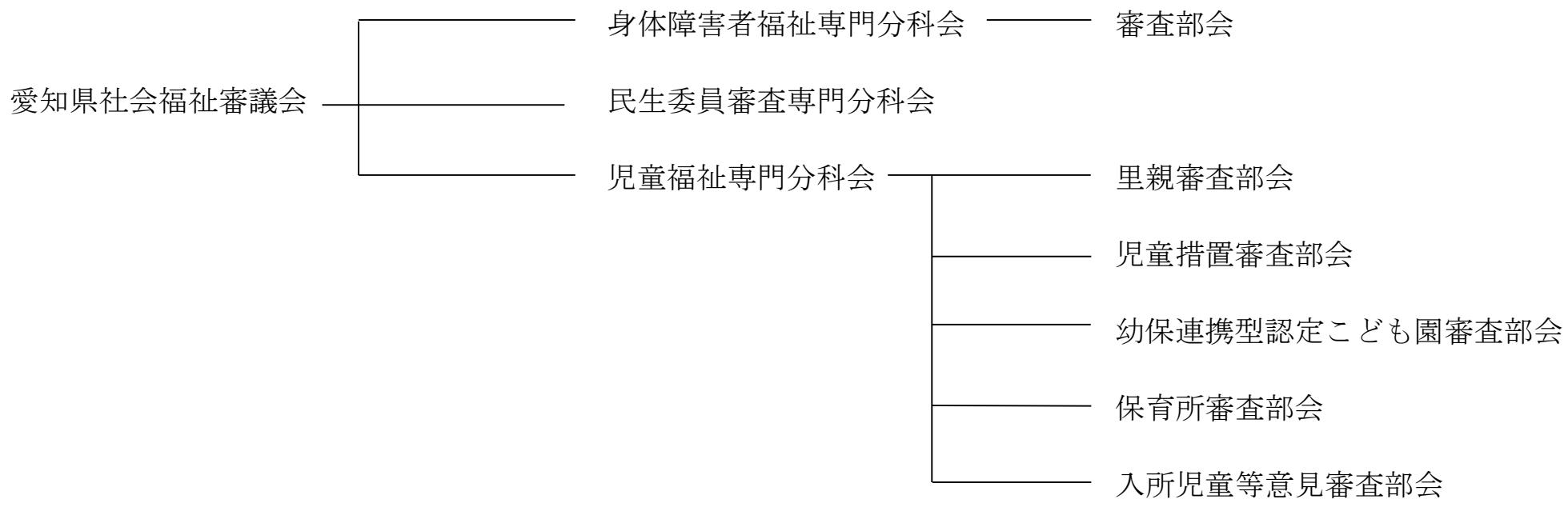


愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要

愛知県社会福祉審議会の構成



	身体障害者福祉 専門分科会審査部会	民生委員 審査専門分科会	児童福祉専門分科会				
			里親審査部会	児童措置審査部会	幼保連携型認定こども園審査部会	保育所審査部会	入所児童等意見審査 部会
設置根拠	社会福祉法施行令第3条第1項	社会福祉法第11条第1項	社会福祉法第12条第1項及び第2項	愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項	愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項	愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項	愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者の障害程度の審査 ○ 特別障害者手当の障害程度の審査 ○ 身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し ○ 更生医療・育成医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員の適否の審査に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べること ○ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の里親の認定の適否に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童の処遇に関すること ○ 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること ○ 被措置児童等虐待に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の設置の認可等に関すること ○ 児童福祉法により調査審議が必要とされる入所児童等の意見又は意向に関すること。